

NEWS LQUEST

平成20年7月号(第107号)

社会保険労務士法人 エルクエスト

□池田事務所 池田市菅原町3-1

□大阪事務所 大阪市西区西本町1-12-19-701



夏本番です。

最近では室内の冷房が良く効いているので、室内外の温度の差が激しくなり、体がついていけなくこともあるかと思えます。

地球温暖化対策で冷房を28℃に設定しようという運動がありますが、これは地球に優しいだけでなく体にも優しいことです。室外と室内の温度差は5℃以内が理想的と言われています。暑い日ほど、室内のエアコンは高く設定すべきなのです。

また、除湿に切り替える方法もあります。日本の暑さは、湿度が高いから気温以上に暑さを感じる場所があります。除湿にすれば設定温度が高くても体感温度は下がるとのことです。

一度試されてみてはいかがでしょうか？

(尾崎)

公開審理の結果は如何に
最低賃金法の改正のお知らせ
勉強会のご案内「電子申請について」

奥村
尾崎
鈴木

公開審理の結果は如何に

初めての再審査請求

この遺族厚生年金の再審査請求の要約は、遺族厚生年金の請求者は老齢厚生年金の支給を受けていて死亡した男性（以下「A」と言います）が、本妻（以下「C」と言います）と48年間別居し、当初16年間居場所を知られなかったが、ひよんなことから居場所が分かり、その後紆余曲折はあったが、亡くなる直前まで同居していた内縁の妻（以下「B」と言います）に内緒でCに毎月2万円を送金していた。そのことで、社会保険事務所はAとCとの婚姻が形骸化して固定化していないと見なし、BをAの遺族厚生年金の受給者としませんでした。

この事件を時系列で整理すると次の通りです。

- ① 平成19年1月19日、Aが死亡。
- ② 同年1月25日、内縁の妻Bは社会保険事務所に対して遺族厚生年金の裁定請求を行った。
- ③ 同年7月2日、社保は本妻Cに対しても連絡を行った上、Bに対して不支給の決定。
- ④ 当法人に依頼があった。
- ⑤ 平成19年11月15日、社会保険審査官に対して審査請求を行った。
- ⑥ 平成20年1月16日、同審査官より棄却の通知。
- ⑦ 同年3月14日、当法人と弁護士とで社会保険審査会に対して再審査請求を行った。
- ⑧ 同年6月26日、東京霞が関にて公開審理が行われ、当法人と請求者Bが参加した。

社会保険の不服は行政に対して訴訟を行う前に審査請求や再審査請求を受けないといけなさとされています。この審査請求（上記⑤及び⑥）は通常身内の決定を審査するので、社会保険事務所が出した決定を覆すことはないといま

したので、予想通りの結果で棄却となりました。

そして、再審査請求を行うこととなり、心強い味方の弁護士の先生と共同で行いまして却下されることなく、公開審理になりました。

ただ、公開審理ですが過去の統計は次の通りです。平成17年は896件の内保険者が取り下げへ変更した件数が155件（17.2%）、容認された件数が61件（6.8%）であり、18年は1069件の処理状況の内保険者が取り下げへ変更した件数が146件（13.6%）、容認された件数が57件（5.3%）、これからみると、こちらの要求が通ることは20%程度となり難しい争いになります。

公開審理の結果については3ヶ月以内に書面で通知されます。次々月までに決定があり良い報告が出来れば良いなあと思っています。その時は公開審理の内容も合わせて報告します。

非常勤社員を正社員に転換する制度の助成金

「中小企業雇用安定化奨励金制度」が創設されました。中小企業の事業主が、パート労働者や契約社員などの契約労働者（非正規社員）を新たに正社員として転換させる制度を就業規則などに定めて、実際に正社員に転換させた場合に、一定の金額が奨励金として支給されるものです。是非ともよく検討の上、活用をお願いします。

<転換制度導入事業主>

新たに転換制度を導入し、かつ、この制度を利用して、直接雇用する有期契約労働者を1人以上正社員に転換させた場合に、一事業主について35万円が支給されます（10人を限度）。

<転換促進事業主>

転換制度を導入した日から3年以内に、直接雇用する有期契約労働者を3人以上正社員に転換させた場合に、対象労働者1人について10万円が支給されます。

（奥村）

最低賃金法の改正のお知らせ

この7月1日から最低賃金法が改正されています。とは言え、最低賃金自体は改定されていません。ではどこが改正されたのでしょうか？

大きく改正された点は以下の通りです。

① 地域別最低賃金

現行法では最低賃金額以上の賃金を支払わなかった使用者には、上限2万円の罰金が科されるとされていますが、これが上限50万円に引き上げられます。

② 産業別最低賃金

産業別最低賃金の不払については、最低賃金法は適用されず、賃金の全額払違反（労働基準法第24条）となり、労働基準法第120条により上限30万円の罰金が科されます。

③ 適用除外規定の廃止と減額特例の新設

これまで都道府県労働局長の許可を受けたときは、以下のような対象労働者については最低賃金法の適用除外となっていました。この適用除外が廃止され、同じく許可を受けた場合には、労働能力その他の事情を考慮して減額した額になります。

対象労働者

- 1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 2 試の使用期間中の者
- 3 認定職業訓練を受けている者
- 4 軽易な業務に従事する者
- 5 断続的労働に従事する者

なお、改正法の施行の際、既に都道府県労働局長の許可を受けて最低賃金法が適用除外となっている労働者については、



施行日から1年の間に、新たに最低賃金の減額の特例の許可を受ける必要があります。

④ 派遣労働者の適用最低賃金

派遣労働者については、派遣先の地域別（産業別）最低賃金が適用されます。

⑤ 最低賃金額の表示

最低賃金額は、これまで時間、日、週または月によって定めることとなっていましたが、これが時間に統一されます。

よって、日給や週給、月給で賃金が支払われている場合には、1日や1週間の所定労働



時間、月給の場合は年間の所定労働時間を用いて最低賃金以上かを確認する必要があります。

この場合の計算には、以下のものは算入されません。

- 1 臨時に支払われる賃金
- 2 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- 3 所定労働時間外労働、所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
- 4 深夜労働に対して支払われる賃金のうち

通常労働時間の賃金を超える部分以上です。ご不明な点がございましたら、担当者までご相談ください。

では最後に、ご参考までにいくつかの都道府県の地域別最低賃金を載せておきます。

大阪府	731円
京都府	700円
兵庫県	697円
東京都	739円
神奈川県	736円
岡山県	658円

(尾崎)

《エルクエスト平成20年7月度勉強会のご案内》

7月31日(木)、当法人内で勉強会を行います。

テーマは、『電子申請について』です。

電子申請とは、紙によって行われている行政機関への手続きを、インターネットを使ってパソコンで行う、というものです。

電子申請を利用することにより、行政機関まで足を運ぶ必要もなく、自宅や会社から手続きを行うことが出来ます。

興味のある方は、下記お申し込み方法をご確認の上、是非ご参加下さいませようお願い致します。



日時・場所・担当講師

勉強会日時 平成20年7月31日(木) 18時30分から19時20分
 場 所 大阪市立生涯学習センター
 〒530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2-500 大阪駅前第二ビル5階 第7研修室
 講 師 当法人職員 鈴木 大地



お申し込み方法

下記をご記入の上、7月25日(金)までに **06-6535-8833** へFAX願います。

御 社 名	
お 名 前	
お申し込み人数	
お 電 話 番 号	
E - m a i l	
お問い合わせ先	当法人職員 鈴木 Tel : 06-6535-8822